◆所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定条件

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
   肺炎（検査を実施した場合に限る）
   尿路感染症（検査を実施した場合に限る）
   帯状疱疹
   蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。
   また 1 回に連続する 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。
5. 介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

算定状況

令和4年度

診断名/月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肺炎	人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	治療日数	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
尿路感染症	人数	2	2	1	1	0	2	4	4	4	2	2	2	26
	治療日数	8	12	10	10	0	8	26	22	14	11	17	8	146
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	治療日数	0	17	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	25